（農林水産省組織令の一部改正）

第十四条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十四号リ中「及び中央卸売市場において卸売の業務を行う者」を削る。

第五条第十七号及び第四十六条第五号中「卸売市場の整備及び」を削り、「監督」の下に「その他卸売市場」を加える。

第二章　経過措置

第十五条　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日前に沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金（第七条の規定による改正前の沖縄振興開発金融公庫法施行令（以下「旧公庫法施行令」という。）第二条第六号及び第七号に掲げる資金に係るものに限る。）並びに当該貸付金に係る改正法第二条の規定による改正前の食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号。以下この項において「旧構造改善法」という。）第五条第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構造改善法第十条の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる報告の徴収に係る改正法の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）から施行する。

（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正に伴う調整規定）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日が畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七号）の施行の日以後となる場合には、第四条の規定は、適用しない。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二の二第二項第二号ハ中「及び」を「又は」に改め、同号ホ中「第七号、第十号、第十二号から第十五号まで及び第十八号」を「第九号、第十一号から第十四号まで及び第十七号」に改める。

第五十四条の十八第一項第七号中「の業務」を「に規定する業務」に改め、同条第二項第四号中「の業務」を「に規定する業務」に、「、国」を「若しくは国」に、「資金の貸付け」を「資金」に、「限る。）の貸付け」を「限る。）」に、「第二条第十四号及び第十五号」を「第二条第十三号及び第十四号」に改める。

第五十六条の二十八第二項第二号中「第二条第十四号及び第十五号」を「第二条第十三号及び第十四号」に改める。

附則第七条第十四項中「第二条第十号、第十四号又は第十五号」を「第二条第九号、第十三号又は第十四号」に改め、同項第二号中「第二条第五号」の下に「に掲げるもの」を加え、「第七号」を「同条第六号」に改め、「もの」の下に「（内閣総理大臣及び財務大臣が総務大臣と協議して定めるものに限る。）」を加える。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正前の地方税法施行令第五十六条の二十八第二項第二号に規定する沖縄振興開発金融公庫の資金（旧公庫法施行令第二条第六号及び第七号に掲げるものに限る。）の貸付けを受けて設置された施設に係る事業所等（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金（旧公庫法施行令第二条第六号及び第七号に掲げるものに限る。）の貸付けを受けて不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、前条の規定による改正後の地方税法施行令附則第七条第十四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十四号

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴い、及び土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第一条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「第三条第二項前段の規定による申出については第一条の三の規定を、同項後段」を「第三条第二項」に、「については前条」を「には、前条」に改め、「、それぞれ」を削る。

第一条の九中「第五条第七項」の下に「（法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条中「第八条第四項第一号」の下に「（法第三十条第五項、第四十八条第九項、第七十二条第五項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条中「第八条第四項第三号」の下に「（法第三十条第五項、第四十八条第九項、第七十二条第五項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第四条を削る。

第三条の二中「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改め、同条を第四条とする。

第五条から第四十六条までを次のように改める。

第五条から第四十六条まで　削除

第四十七条を削る。

第四十七条の二中「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の三第一項」に改め、同条を第四十七条とする。